

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.332

2022.04.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23rd Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok
10110, Thailand 地図

E-Mail : info@siasia.co.th (総合窓口)

search@siasia.co.th (特許意匠調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.siasia.co.th/jp>

(取材編集協力) [有限会社 S&I JAPAN](#)、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当：鈴木秀幹弁理士・井口文絵・中島優美子)

(加藤麻里 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

[タイ]

[～タイの小説家が、カンボジアにおける著作権盗用に対する正義を手にする～](#)

[～タイ投資委員会\(BOI\)は電気自動車充電ステーションへの投資奨励のため、必要条件を緩和する～](#)

[～トヨタ、及び、中国の自動車会社は、タイでの電気自動車の価格競争に参加する準備ができています～](#)

[～5千万パーツ相当の偽造品が押収される～](#)

[～副首相は、主要法案が120日で通過することを望む、と述べる～](#)

[～タイは3月に100億パーツの外国投資を集める～](#)

[～日本はタイでの投資拡大を声明する～](#)

[マレーシア]

[～マレーシアがブダペスト条約及びマラケシュ条約に加盟～](#)

[フィリピン]

[～ネット市民による偽造品報告及び苦情が過去最高を記録～](#)

[～フィリピン知的財産庁\(IPOPHL\)が女性主導の発明及び意匠の特許出願を無償で提供～](#)

[インドネシア]

[～植物品種保護\(PVP\)シニアスタッフ向け技術研修～](#)

[～知的財産総局\(DGIP\)が法執行機関の理解を深めるため、知的財産保護とエンフォースメントに関するディスカッションを開催する～](#)

[～インドネシアで登録されていない有名ブランドに対する法的保護について～](#)

[～協同組合・中小企業省\(Kemenkop UKM\)において、新たな零細・中小企業\(MSMEs\)による38,395件の商標登録が記録される～](#)

[～知的財産総局\(DGIP\)は2020年ドバイ万博で地理的表示を推進する～](#)

[～業務生産性向上に向けた特許審査官の職務権限に関する省令改正の委嘱について～](#)

～知的財産総局（DGIP）がインドネシア - カナダ包括的経済連携協定 ICA-CEPA 交渉の第 1 回会合に参加～

～特許紛争による COVID-19 ワクチンへのアクセス不平等～

～知的財産総局（DGIP）が産業意匠審査の品質を向上する～

～途上国支援のために、COVID -19 ワクチン特許は公開されるのか～

～9 つのベタウィの文化が共同体知的財産として登録される～

～知的財産総局（DGIP）サービスの透明性とリファレンスデータとしての知的財産データベース(PDKI)～

～知的財産総局（DGIP）商標・特許・意匠審査官養成課程～

～知的財産総局（DGIP）の特許の維持と商業化に関するフォーカス・グループ・ディスカッションは研究開発と高等教育を理解するのに役立つ～

～市場で偽美容品流通の疑惑 – 業界関係者は知的財産総局（DGIP）に報告することが可能～

～インドネシアがタスクフォース活動で知的財産保護に取り組む～

～知的財産総局（DGIP）が商標審査官、特許審査官、産業意匠審査官の能力認定試験を実施～

～知的財産総局（DGIP）が特許出願の問題に対する技術的解決策を議論～

～分子マーカー導入におけるセンター内研修を通じた品種登録のための人材能力向上～

～法務人権省（MOLHR）知的財産総局（DGIP）が特許サービス支援を提供することを確約する～

～インドネシア共和国特許審判委員会（PAC）が 1 件の拒絶査定不服審判請求を受理し、2 件の拒絶査定不服審判請求を却下～

[ベトナム]

～ベトナム税関総局（GDC）が輸送中の貨物の通関手続きを案内～

～ホーチミン市関税局が数十件の不審企業に関する情報を収集～

～偽物の再輸出で責任逃れ～

～Covid-19 の大流行の予防と制御のための生物学的製品及び材料の密輸防止の強化～

～億万長者の Pham Nhat Vuong の戦略で電気自動車（EV）がベトナムに流通し始める～

～ベトナムが経済統合の中で知的財産保護を強化～

～バクザン省、米国へのライチ輸出を強化する動き～

～事務所より～

（ホームページ更新のお知らせ）

弊社ホームページを4月25日付けで更新しました。

<http://www.siasia.co.th/jp/> をご覧ください。

英語版、タイ語版もアップ致しました。

（メールアドレスが変わります）

2022年3月末日以降、現行アドレスが使用不能となりますので、アドレス変更作業の方、お手数ですが、よろしくお願い致します。

siasia@loxinfo.co.th から info@siasia.co.th

iguchi@loxinfo.co.th から iguchi@siasia.co.th

siasia_account@loxinfo.co.th から account@siasia.co.th

それぞれ変更致します。

（5月、6月の祝祭日のお知らせ）

5月は2日、4日、13-16日、6月3日が祝祭日となります。現在、新型コロナウイルスによる特別な休暇はありません。入国制限は5月より大幅に緩和され、さらに6月はほとんどコロナ前と同じ条件となる予定であると報道されています。事前に在日タイ大使館領事部、利用航空会社への確認をお勧めします。日本への帰国では、3月より三回ワクチン接種証明があれば、隔離されず公共交通機関も利用で

きるということです。今後まだこの入国制限は変化が予想されていますので、詳細は事前にご確認ください。

(再信：「知財管理」誌 Vol.71 No.5 に拙稿が掲載されました)

2021 年 5 月号に、「タイにおける特許・小特許裁判の概要と判決事例紹介」と題し、拙稿を掲載いたしました。是非、ご一読戴ければ幸甚です。

(再信：タイ特許審査マニュアルの和訳について)

ジェットロからの委託により、上記和訳が 2020 年 3 月末に完成致しました。つきましては、ジェットロのサイトから、是非、ご利用ください。JETRO のホームページでは、

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

さらに、JETRO のページにリンクを張る形で、JPO でのタイの欄にも掲載します。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

このマニュアルには、特許、小特許を含む審査基準や実例が掲載されております。意匠については、このマニュアルには含まれておりませんので、ご注意ください。

(更新 10 回目：ミャンマー情勢について)

2021 年 2 月 1 日のクーデターにより、軍事政権となりましたが、オンライン出願が稼働しており、ソフトオープン期間の再出願は可能となっています。逐次状況が変わっておりますので、利用される方は、是非詳細を弊所（担当 加藤）までお尋ねください。現在の情勢につきましては、組織名称などの変更進捗及び代理人向けの研修開始の[ニュース](#)がありましたので、お知らせ致します。グランドオープン時期についても触れてあります。[弊所ホームページでご確認ください](#)。また、4 月 17 日より観光目的の外国からの入国者をミャンマー政府は受け入れると表明していますので、今後、ようやく行き来が煩雑に可能となります。

(ミャンマー意匠法 (日本語仮訳))

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-ishou.pdf>

(ミャンマー商標法 (日本語仮訳))

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

(ミャンマー特許法 (日本語仮訳))

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_201903.pdf

～編集者より～

国内セミナーでの講演で、毎回強調していることがある。「不正商品の取り扱いでは、現地法人側に立って物事を進めてください。」「現地人担当者は、直接不正商品の取引先からの脅威に晒されるおそれが高いからです。」「駐在員は数年毎に代わりますが、現地担当者は永年職場に残るため、脅しや脅迫に晒されることになります。」と、セミナーでは、必ず聴衆（国内企業知財部の方々）に向かって伝えている。知財の世界では、現地で操業している現地法人側からの視点がほとんど語られていない。多く国内外の自称専門家の方々が、日本企業（親企業）、権利者側からみた発言に終始している。

この結果だと私は思うが、現地法人での知財人材を育成しようとしても、不正商品を取り扱ったら最後、すぐに退職をしてしまうのが実情である。誰も育てていない結果なのである。

現地からみて「操業を安心して継続できる知財環境とは何か。」この「安心」を感じる主体は、「現地法人のスタッフ」である。外（権利者）から見ると、「安心」を呼び込む行動は、権利取得やライセンスの設定であろう。現地法人内部から見ると、「情報管理の徹底」「創造活動へのフェアな評価、発明取り扱い規程の整備」ではなかろうか。この中には、ノウハウの管理が入ってくるのだが、これには、ノウハ

ウの保全というのが、現地法人内部における大きな安心材料となり得ると言えるのではなかろうか。

このノウハウの保全に関わるのが、公証という方法での保全である。「先使用権の公証」という特許業界での用語（実務）がある。特許法に言う排他権の例外として、先使用権がある者は、排他権外であるため、他の権利者からの訴求を免れるという制度である。その先使用を立証する手段として公証を利用するのである。すでに日本特許庁は、平成22年度（2010）、平成27年度（2015）と諸外国で、このような先使用権の公証ができるかどうかを[委託研究調査](#)で調べている。

そもそも公証制度というのは、文書（公文書や私文書を問わず）を証拠立てる手段として、おそらくどの国も有している制度である。ところが、この公証を行う対象が技術文書やデータの場合、電子状態がほとんどであり、これらを対象とする公証手続きは、まだ実務が伴わないのが実情ではあるまいか。多くの国では、タイムスタンプが利用可能であるが、期日を証明するために、封印する場合、電子データとなっている HDD や DVD などの媒体で封印し利用しなければならず、公証手続きに困難が予想される。タイムスタンプがそれほど普及していないアジアでの現地で公証行う場合、タイ（中国も含め）のように柔軟に HDD でも DVD の媒体でも公証可能であれば、利用普及が見込まれるが、例えばベトナムのような場合には、どのように証拠を保全していくのが実務開発が必要なものと思われる。

開示できる情報は、特許を利用して排他権を主張する。他方、ノウハウを含めた開示できない情報は、秘匿するのであるが、それを客観的に保全するために公証を利用するということにならないだろうか。それとも公証に似た認証方法（例えば、ベトナムのように公証以外にも執行官認証がある）を利用する術があるのだろうか。国際的な標準化がなされていない分野であろう。強くその必要性を感じている。

全く別の視点から、むしろ前段に述べた現地内部からの安心材料作りという観点から注目しているのだが、最近、「**技術防衛 中小の体制強化**」（日経新聞 2022 年 4 月 26 日）と題して、「**日本政府経産省が、2018 年の産業競争力強化法の改正に合わせて技術情報認証制度を設けた、この認証制度の認知度が低い（現時点で 32 社が認証を受けた）ため、さらに改良して、さらに信頼度を上げ 1000 社規模の認証を予定する。**」と、報じていた。

さて、社内での技術情報管理という面から管理方法の認証を捉えてみる。技術情報管理認証というのは、技術情報を重要度（機密度）に応じてランク付けし、技術管理を行い、きっちり技術情報を機密度に応じて管理しているという目安として認証制度があるということなのだと理解した。かつて ISO27000 での個人情報管理から発展して、社内情報管理の標準が策定されている。[ISM\(Information System Management\)](#)と言われる標準群である。これは、社内監査に利用され、企業内での情報管理標準を規定するものである。一般的に情報管理といっても主な情報対象は、経営情報や経理情報などを社内管理するときに社内情報規程を利用している。これをさらに機密情報の対象を拡大し、技術情報においてもきめ細かな管理をしようという趣旨であると理解した。巨大企業は、このような認証制度は必要無く、すでにもっと独自に進化した精度の高い管理運用規定を実施しているはずである。がしかし、アジアで操業する現地日系企業では、まだまだ未開拓状態である。是非、このような認証制度を普及して戴き、海外の現地法人を含めて技術漏洩を防ぐ手立てとなってほしいものである。

[タイ]

～タイの小説家が、カンボジアにおける著作権盗用に対する正義を手にする～

Thai novelists get justice for copyright theft in Cambodia

<https://www.nationthailand.com/in-focus/40014146>

タイ知的財産局は、カンボジアで著者の許可なしに作品が出版された、タイの小説家 2 名の救済に乗り出す。

DIP の Wutthikrai Leeweeraphan 局長は日曜日に明らかにしたところでは、タイの作家の作品がカンボジアのウェブサイトと Facebook 上で発見された。これらの作品は著作権者の許可を得ずにカンボジアで出版されていた。Wutthikrai 局長は、タイ DIP はカンボジア知的財産権局（Department of Intellectual Property Rights of Cambodia, DIP）に連絡し、全ての侵害作品をウェブサイト及び Facebook から削除するとともに、サイトオーナーに対し、自身のサイトにお詫びの記載を掲載するように求めた、と述べた。Wutthikrai 局長は、DIP は、タイ及び国外双方において、著作権のある作品の売買交渉を手助けすることにより政府のソフトパワーキャンペーンを支援していると述べて、タイ人を著作権盗用から保護し、また、タイ人が出版に対し適切な対価を得られるよう保証することが、DIP の職務の一部である、と付け加えた。Wutthikrai 局長は、外国で知的財産問題に遭遇した全てのタイの出版社は、法的アドバイスや外国当局との交渉の支援を求めるために、遠慮なく DIP にコンタクトして欲しい、と述べた。

（2022 年 4 月 4 日、タイネーション）

[タイ]

～タイ投資委員会(BOI)は電気自動車充電ステーションへの投資奨励のため、必要条件を緩和する～

BoI throttles down rules to woo investors in EV charging stations

<https://www.nationthailand.com/business/40014292>

タイ投資委員会(Board of Investment : BOI)Duangjai Asawachintachit 事務局長は、木曜日に、BOI は、小規模事業者やスタートアップが BOI の恩典にアクセスしやすくなるよう、電気自動車充電事業における投資インセンティブに対する条件を緩和している、と述べた。Duangjai 事務局長は、スタートアップ企業の参加増に連れて、タイにおける電気自動車無毛のインフラとエコシステムは拡大するであろうと述べて、このことは、将来の電気自動車ユーザーの自信構築のために必要

である、と述べた。BOIの執行委員会は木曜日の会合で、少なくとも40の充電器を有し、そのうち1/4以上が急速充電サービスを提供する電気自動車充電ステーションへ投資する投資家を対象に、5年間の法人税免除を決定した。Duangjai事務局長によると、この条件を満たさない充電ステーションへの投資に対しては、3年間の法人税免除が適用される。あわせて、BOIはRFIDに対するISO18000の取得と他省庁からの恩典を受けてはならない、との条件を撤廃した。ただし、充電ステーションが恩典を受けるためには、タイの充電ステーションネットワークを管理する統合プラットフォームに接続する必要がある点は変わらない。今年1-3月の間で、BOIは投資案件378件の投資申請を受理し、その総額は、去年同期比6%減の1,107億バーツであった。しかしながら、この第1四半期にBOIの恩典を求めた外国直接投資の総額は、去年同期比29%増の772億バーツであった。台湾からの投資が最大の371億バーツ、これに日本の138億バーツ、中国の133億バーツが続いている。また、BOIによると、603億バーツ相当のプロジェクトが、ラヨーン県、チョンブリー県、チャチュンサオ県の3県にまたがる東部経済回廊(Eastern Economic Corridor : EEC)への投資を求めるものであった。

(2022年4月7日、タイネーション)

[タイ]

～トヨタ、及び、中国の自動車会社は、タイでの電気自動車の価格競争に参加する準備ができています～

Toyota, Chinese carmakers set to join EV price war in Thailand

<https://www.nationthailand.com/business/40014370>

財務省の情報筋によると、電気自動車へのタイ国内需要の伸びが著しく、日本及び中国の自動車メーカーはタイにおける電気自動車を値下げするべく、政府の助成金を求める準備ができています。情報筋によると、トヨタ自動車は、日本の自動車メーカーとして初めて、タイ物品税局(Excise Department)の助成金プロジェクトに、今月後半に加わる見込みである。情報筋は、中国の吉利汽車(Geely)、哪吒汽車(Neta)、長安汽車(Changan)も同様に助成金プログラムへの関心を表明しており、

物品税局と協議中である、と述べた。情報筋は、一方で、本田技研工業はタイでの電気自動車組立の操業が開始される来年まで、参加を延期した、と述べた。物品税局は使用されるバッテリー容量に応じて、ノックダウン車及び完成車双方に対し助成金を提供しており、助成を受ける自動車メーカーは、2年間までの販売に対し輸入可能であるが、3年目以降はタイ国内での製造を開始し、その比率を上げなければならない。すでに中国の上海汽車(MG)、長城汽車(Havel, Ora)がこの助成金を受けている。物品税局 Lavaron Sangsnit 局長は、同局は、タイの消費者の間での電気自動車へ関心の高まりを示すサインであると見ている、と述べた。Lavaron 局長は、スパッタナポン・パンミーチャウ(Supattanapong Punmeechaow)エネルギー大臣が委員長を務めるタイ電気自動車政策委員会(National Electric Vehicle Policy Committee)が来月初めに日本を訪問し、タイにおける電気自動車生産への将来の投資について自動車メーカーと話し合う予定である、と述べた。

(2022年4月9日、バンコクポスト)

[タイ]

～5千万バーツ相当の偽造品が押収される～

Raids yield fake goods worth B50m

<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2296618/raids-yield-fake-goods-worth-b50m>

知的財産及び国際取引中央裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court)発行の捜索令状を伴った、タイ警察特別捜査局(Department of Special Investigation's : DSI)知的財産部長の Polsan Thoedsanguan 警察大佐率いる部隊が、市価約5千万バーツ相当の、ルイ・ヴィトン、グッチ、ナイキ、アディダス、シャネルなどのブランド品を騙る衣料品1万点以上を、プーケットの倉庫及び3軒の家屋で押収した。この捜索の間に逮捕された者はいない。押収された品は保管のために移送され、また、押収品の所有者についての捜査が進行中である。

(2022年4月19日、バンコクポスト)

[タイ]

～副首相は、主要法案が 120 日で通過することを望む、と述べる～

Govt hopes to pass key bills in 120 days: DPM

<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2296606/govt-hopes-to-pass-key-bills-in-120-days-dpm>

タイ政府は、来月下院が召集された際に、予算法案及び基本法 2 法案の改正、及び、予定された譴責決議を含む、いくつかの主要法案の審議入りさせる準備ができている。ウィサヌ・クルアガム副首相は、予算提案と下院議員選挙に関連する法案に加えて、少なくとも他に 8 本の法案が審議される予定である、と述べた。これらの法案には、同性カップルに対する市民パートナーシップ法案、国家警察法案、裁判手続に時間の枠を規定する法案、行政機関のデジタル化に関する法案が含まれる。ウィサヌ副首相は、タイ政府はこれら法案の審議について、何らの審議休止のない、120 日間での可決を期待している、と付け加えた。ウィサヌ副首相は、予算案に対するあらゆる反対への懸念を、偶発的な計画は複雑な事態を招きかねないと述べて退けた。しかしながら、ウィサヌ副首相は、どの閣僚が問責決議の対象となっているかについては知らない、と述べて、代わりに、野党からのヒントとして、3 閣僚がレーダーにかかっている、と述べた。これとは別に、プラユット・チャンオーチャー副首相は、昨日、自身が問責決議の対象となることは覚悟している、と述べて、下院での 2023 年度予算案を守る、と述べた。

(2022 年 4 月 19 日、バンコクポスト)

[タイ]

～タイは 3 月に 100 億バーツの外国投資を集める～

Thailand attracts over THB10 bn in foreign investment in March

<https://www.nationthailand.com/business/40014902>

ジュリン商務相は月曜に、3 月単独で 53 の投資家がタイに 108 億 3 千万バーツを投資した、と述べた。シニット副商務相は、これらの投資はタイ国内に先進技術

をもたらし、447名の職を創出する、と付け加えた。シニット副商務相は、29の投資家がバンコクを拠点とし、10の投資家が東部経済回廊(Eastern Economic Corridor : EEC)を拠点とする、と述べて、10の外国投資家が EEC 内に 63 億 2 千万バーツを投資し、これは全海外からの投資の 58%にあたる、と付け加えた。シニット副商務相は、10の海外投資のうち、中国からの3件が合計 31 億 8 千万バーツを、日本からの2件が 6 億 3 千万バーツを、米国からの1件が 6 億 3,700 万バーツを投資する、と述べた。

(2022年4月25日、タイネーション)

[タイ]

～日本はタイでの投資拡大を言明する～

Japan vows to expand Thai expenditure

<https://www.bangkokpost.com/business/2300970/japan-vows-to-expand-thai-expenditure>

この4月19-23日にかけて、使節団を率いて東京都及び神奈川県に向かったスパッタナポン副首相によると、日本はタイにおける投資拡大、特に、電気自動車、スマートエレクトロニクス、医療サービス、及び、バイオ・環境・グリーン(Bio, Circular and Green : BCG)産業などのハイテク産業における投資を言明した。4月21日の松野官房長官及び萩生田経済産業大臣との会談の後で、スパッタナポン副首相は、両国の国交樹立 135 周年を記念した、戦略的パートナーシップの継続を双方が誓約した、と述べた。スパッタナポン副首相は、日本側は協力強化に合意するとともに、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(Asia Energy Transition Initiative : AETI)の下で、エネルギー及び排出削減分野での援助提供に合意した、と述べた。スパッタナポン副首相は、日本訪問中に自動車、エレクトロニクス、医療の分野で10社の首脳と面談したが、一様にタイのポテンシャルへの自信を表明し、タイの製造拠点としての使用にコミットしたことを明らかにした。スパッタナポン副首相は、自動車会社はタイ政府の電気自動車パッケージへの参加と向こう1-2年の投資に熱心であった、と述べて、これら企業はまた、タイにおけ

る電気自動車向けバッテリーへの投資と、バッテリーリサイクルの普及にも熱意を見せた、と述べた。スパッタナポン副首相は、日本企業は医療産業におけるタイ労働者の能力に自信を示すとともに、日本がすでに高齢化社会に分類されていることから、高齢者ケアのための技術使用をタイで支援することに合意した、と述べた。スパッタナポン副首相は、タイが真にハイテク産業開発のための生産拠点としてのポジションを望むならば、日本側はタイ側に対し、労働者トレーニングを行うことを示唆した、と述べた。岸田首相は、近いうちにタイ訪問を計画しており、また、スパッタナポン副首相によると、日本経済団体連合会もまた、70名のメンバーとともにタイを訪問して関係省庁や事業相手と面会する予定である。

(2022年4月27日、バンコクポスト)

[マレーシア]

～マレーシアがブダペスト条約及びマラケシュ条約に加盟～

Malaysia accedes to Budapest, Marrakesh treaties

<https://www.thestar.com.my/news/nation/2022/04/01/malaysia-accedes-to-budapest-marrakesh-treaties>

マレーシア知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia, MyIPO) は、3月31日(木)夜に声明を発表し、マレーシアが、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約 (Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Microorganisms for the Purposes of Patent Procedure)、及び、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためマラケシュ条約 (Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works by Visually Impaired Persons and Persons with Print Disabilities, Marrakesh VIP Treaty, MVT) に対する批准書をジュネーブの世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization, WIPO) 本部に寄託したことを明らかにした。声明によると、ブダペスト条約に加盟することで、特許手続のために微生物の保存を認めることができるようになり、この条約により、特許出願人は微生物のサンプルを1つの国際寄

託当局 (IDA) のみに保管すればよいことになる。また、これにより、出願人が様々なブダペスト条約加盟国に出願する際に、様々な国で保管手続きを繰り返すことを避けることができる。

一方、マラケシュ条約に加盟することは、視覚障害者がアクセス可能な形態での複製物の読み物を作成し提供するための、著作権者からの許諾取得が免除され、同国の社会経済の発展に貢献することになる。(2022年4月1日、ザ・スター)

[フィリピン]

～ネット市民による偽造品報告及び申立てが過去最高を記録～

Netizens push counterfeiting reports, complaints to new record

<https://www.pna.gov.ph/articles/1170676>

フィリピン知的財産庁 (Intellectual Property Office of the Philippines, IPOPHL) は、2021年に消費者からの偽造品及び海賊版の報告や権利者からの申立てを151件受領したが、これは、過去最高であった2020年の121件を上回り、前年比25%増を記録したものである。知的財産権エンフォースメントオフィス (IPR Enforcement office, IEO) のデータによると、ネット市民からの報告および申し立てが全体の75%にあたる113件を占め、新記録に最も貢献し、次いでIPOPHL独自の監視および他の政府機関からの照会 (19%、29件)、知的財産権者 (6%、9件) となっている。海賊版と偽造品は、オンライン空間で引き続き猛威を振るっており、2021年の報告および申し立ての90%にあたる136件が、電子商取引プラットフォーム、ソーシャルメディア、その他のウェブサイトでの違反行為であると指摘されている。オンライン上の知的財産保護機能では知的財産権者の問題を解決できない場合、IPOPHLに正式に申し立てた上で、さらなる評価とIEOによる執行命令または法務局 (Bureau of Legal Affairs, BLA) による停止命令の発令を受けることができる。IPOPHLのRowel Barba長官は、オンライン活動が経済の再開に果たす着実な役割を考慮し、我々はオンラインでの偽物や海賊版の撲滅に向けた取り組みを強化しなければならないと述べている。

(2022年3月25日、国営フィリピン通信)

[フィリピン]

～フィリピン知的財産庁 (IPOP HL) が女性主導の発明及び意匠の特許出願を無償で提供～

IPOP HL offers free patent filing for women-led inventions, design

<https://www.pna.gov.ph/articles/1170998>

フィリピン知的財産庁 (Intellectual Property Office of the Philippines, IPOP HL) と貿易産業省 (Department of Trade and Industry, DTI) は、全国女性月間 (National Women's Month) を記念して、フアナ特許及びフアナ意匠保護 (Juana Patent and Juana Design Protection, JPIP) 奨励プログラムに関する覚書に調印した。この特許及び意匠保護奨励プログラムは、女性が主導する企業の発明及び産業意匠に対して、無料での特許出願を提供するものである。IPOP HL 知的財産権エンフォースメントオフィス (IPR Enforcement office, IEO) の Ann Edillon 室長によると、フアナ特許及びフアナ意匠のプログラムは、2022 年 4 月 15 日から 2023 年 4 月 30 日までの間、あるいは上限 50 件の発明、150 件の実用新案、150 件の産業意匠の申請を受理するまで実施される予定である。本プログラムの参加資格は、DTI が優先分野と認定した事業活動に従事していること、DTI、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, SEC)、または協同組合開発庁 (Cooperative Development Authority, CDA) に登録していること、総資産が 1 億ペソ以下、従業員数が最大 20 人の企業、1 年以上事業を行っていること、フィリピンに拠点を置く女性主導または女性が所有する企業であり、フィリピン発明家及び発明奨励法 (Philippine Inventors and Inventions Incentive Act) による資金援助を受けたことがないこと、が要件とされている。要件を満たした出願は、出願手数料、クレーム及び発明の実施形態に対する手数料、最初の公開手数料、発明の実体審査手数料が免除されるようになる。また、フィリピン人による特許および意匠の出願は優先的に処理される。IPOP HL の Rowel Barba 長官は、知的財産の恩恵を最大限に活用することで、零細中小企業 (Micro Small and Medium Enterprises, MSMEs) は Covid-19 の世界的大流行からの経済回復の持続に貢献で

き、ひいてはより大きな包摂的成長と繁栄の共有につながり、国民のために明るい未来を創造するだろう、と述べている。

(2022年3月30日、国営フィリピン通信)

[インドネシア]

～植物品種保護 (PVP) シニアスタッフ向け技術研修～

Technical Training for PVP Senior Staff

<http://pvtp.pertanian.go.id/cms2017/berita/technical-training-for-pvp-senior-staff/>

植物品種保護・農業許認可センター (Center for Plant Variety Protection and Agricultural Licensing, PVTPP Center) (* Pusat Perlindungan Varietas Tanaman dan Perizinan Pertanian, Pusat PVTPP) は、日本の農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, MAFF) 及び公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 (Japan Association for Techno-innovation in Agriculture, Forestry and Fisheries, JATAFF) と共同で、2022年1月18～19日にPVTPPセンターが参加した、「能力向上ワークショップ1:植物品種保護(Plant Varieties Protection, PVP) と植物の新品種の保護に関する国際条約 (International Convention for the Protection of New Varieties of Plants, UPOV) TG1/3 の紹介」がテーマの前回の研修に引き続き、「能力向上ワークショップ2: PVPシニアスタッフ向け技術研修」を開催した。この活動は、東アジア植物品種保護フォーラム (East Asia Plant Variety Protection Forum, EAPVP Forum) の活動の一環として、2022年2月14日～15日の2日間にわたって行われ、日本、中国、タイ、インドネシアから25名の参加者が集まった。 区別性・均一性・安定性試験 (DUSテスト) (Distinctness, Uniformity and Stability, DUS Testing) 実施時には、通常1-2種の比較品種が選定されるが、その選定はカタログ、インターネット、文献などで一般に知られている多数の品種から行われる。植物品種に関連するデータや情報の検索を容易にするためには、植物品種データベースシステムの管理が重要である。今回の研修で、植物品種データベースシステムの

開発と、国立研究開発法人農業・食品産業総合研究機構 種苗管理センター (NCSS/NARO)西日本農業研究センターにおける DUS テストステーションの運営における日本の経験が共有された。

(2022年2月16日、植物品種保護・農業許認可センター)

[インドネシア]

～知的財産総局 (DGIP) が法執行機関の理解を深めるため、知的財産保護とエンフォースメントに関するディスカッションを開催する～

DJKI Gelar Diskusi Pelindungan dan Penegakan Hukum KI Untuk Tingkatkan Pemahaman Aparatur Penegak Hukum

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-gelar-diskusi-pelindungan-dan-penegakan-hukum-ki-untuk-tingkatkan-pemahaman-aparatur-penegak-hukum?kategori=liputan-humas>

知的財産総局 (The Directorate General of Intellectual Property, DGIP) は、日本国特許庁 (The Japan Patent Office, JPO)、独立行政法人国際協力機構 (The Japan International Cooperation Agency, JICA)、日本貿易振興機構 (The Japan External Trade Organization, JETRO) と共同で、2022年3月1日 (火) に「インドネシアの模倣品対策部門と日本企業」と題するウェブセミナーを開催した。このウェブセミナーは、知的財産法の保護とエンフォースメントに関する理解を深め、法執行機関間の知識の共有を図ることを目的として開催された。DGIP の Razilu 総局長の代理として、Daulat P. Silitonga 協力・知的財産推進局は発言の中で、DGIP は、特にインドネシアを米通商代表部 (the United States Trade Representative, USTR) が定める知的財産違反指数が非常に深刻な国のための優先監視リスト (the Priority Watch List, PWL) から外す試みとして、知的財産に関するエンフォースメントを優先課題の1つに掲げていると述べた。また、USTR の主な懸念は、インドネシアの知的財産の保護とエンフォースメントの問題であり、行動・実施面そして、知的財産保護を必要とする権利者の市場アクセスが制限されている点でも、まだ有効かつ適切ではないと考えられていることであると述べた。知的財産法の保護

とエンフォースメントの取り組みを強化するため、DGIP は継続的に著作権侵害防止キャンペーンを実施し、サイト上でオンライン上で知的財産侵害の苦情を受け付けている。同日、DGIP の Anom Wibowo 捜査・紛争解決局長は、インドネシアにおける模倣品の流通を根絶するために、DGIP は一般教育、規制改革、エンフォースメント、協力関係の強化など、様々な取り組みを行ってきたと説明した。

(2022年3月1日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

[インドネシア]

～インドネシアで登録されていない有名ブランドに対する法的保護について～

Pelindungan Hukum Terhadap Merek Terkenal yang Tidak Terdaftar di Indonesia

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/pelindungan-hukum-terhadap-merek-terkenal-yang-tidak-terdaftar-di-indonesia?kategori=agenda-ki>

知的財産総局 (The Directorate General of Intellectual Property, DGIP) は、DGIP ラーニングオーガニゼーション (DGIP Learning Organisation/Opera DJKI) を再び開催した。この活動は、法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) Yasonna H. Laoly 大臣による取り組みとして、質の高い、競争力のある人材を増やすという観点から取り組んでいるプログラムの一つである。Opera DJKI は DGIP における活発な学習と教育プログラムで、今回、インドネシアで登録されていない有名な商標の法的保護についての議論を、DGIP 総局長代理の Razilu 氏によって実施した。2022年3月2日(水)、ウェブ上で商標・地理的表示局 (Directorate of Trademark and Geographical Indication) の Nofli 局長は「ブランドは知的財産の一部であるため、その存在は保護される必要がある。ブランドの構築は容易ではなく、ブランドが一般に知られるようになるには並々ならぬ努力が必要だ。さらに、問題のコミュニティは国内だけでなく、世界中にある。このような並々ならぬ努力があるからこそ、ブランドオーナーは自分のブランドを模倣品から守ることが重要である。ブランドの知名度が高ければ高いほど、その価値

を利用する者が増えるので、問題も多くなる。そのため、知的財産法の一部である商標法については、登録商標だけでなく、登録されていない著名なブランドも保護している」と述べた。

(2022年3月2日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)。

[インドネシア]

～協同組合・中小企業省 (Kemenkop UKM) において、新たな零細・中小企業 (MSMEs) による 38,395 件の商標登録が記録される～

Kemenkop UKM Catat Pendaftaran Merek oleh UMKM Baru 38.395

<https://www.beritasatu.com/ekonomi/898329/kemenkop-ukm-catat-pendaftaran-merek-oleh-umkm-baru-38395>

協同組合・中小企業省 (Ministry of Cooperatives and Small and Medium Enterprises, Kemenkop UKM) の Arif Rahman Hakim 事務次官は、インドネシアの零細・中小企業 (MSMEs) の数は 6,400 万社以上に達したのに対して、既存データを参照したところでは、MSMEs による商標登録は現在、約 38,395 件に留まっているため、MSMEs のビジネス知的財産の採用を促進するための包括的な取り組みが必要である、と述べた。知的財産は、インドネシアの経済成長と競争力を推進する無形資産であるため、非常に重要であり、天然資源と人的資源に恵まれたインドネシアには、莫大な知的財産が潜在していると考えられると、Arif 事務次官は述べた。

(2022年3月4日、ベリタサトゥ (ニューワン) テレビサイト)

[インドネシア]

～知的財産総局 (DGIP) は 2020 年ドバイ万博で地理的表示を推進する～

DJKI promosikan indikasi geografis di Expo 2020 Dubai

<https://www.antaraneews.com/berita/2739637/djki-promosikan-indikasi-geografis-di-expo-2020-dubai>

知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP）は法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）を代表して、2022年3月4日から10日までドバイで開催される「Expo 2020 Dubai」に参加した。DGIPは、「Bring The Ultimate Geographical Indications to The World」というテーマに沿って、インドネシアの様々な地域から優れた地理的表示製品を展示した。製品は、自然的要因、人的要因、またはこれら2つの要因の組み合わせを含む地理的環境要因による一定の評価、品質、特性を有している。展示会に加えて、DGIPはビジネスフォーラムと知的財産相談会も開催し、これはアラブ首長国連邦の投資家、潜在的バイヤー、協会、インドネシア人に対して、地理的表示製品を促進することを目的としている。また、今回のExpo 2020 Dubaiへの参加は、インドネシアとアラブ首長国連邦の二国間貿易協力における交渉の成功に向けたDGIPのコミットメントでもある。アラブ首長国連邦は、ヨーロッパとアジアの国際貿易の拠点となっている。今回の活動は2022年のDGIPの旗艦プログラム、すなわち知的財産を国民経済復興（national economic recovery, PEN）の支援者とし、科学の進歩、文化の発展の推進することに沿うものであると、Yasonna H. Laoly 法務人権相は付け加えた。

（2022年3月4日、国営アンタラ通信）

[インドネシア]

～業務生産性向上に向けた特許審査官の職務権限に関する省令改正の委嘱について～

Konsinyering Perubahan Permen PANRB Jabatan Fungsional Pemeriksa Paten sebagai Upaya Peningkatan Produktifitas Kinerja

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/konsinyering-perubahan-permen-panrb-jabatan-fungsional-pemeriksa-paten-sebagai-upaya-peningkatan-produktifitas-kinerja?kategori=agenda-ki>

法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）知的財産総局（The Directorate General of Intellectual Property, DGIP）は、2022年3月9日（水）

～12日（土）の4日間、特許審査官の職務権限に関する行政・官僚改革省（Pendayagunaan Aparatur Negara dan Reformasi Birokrasi, PANRB）の規則の改正案に関する会議をボゴール州チアウィで開催した。この活動は、一般行政や開発業務を行う上で適切かつ効率的な専門的な質を有する州公務員の育成を目指す、特許審査官の職務権限の変更という観点から、これまでのいくつかの活動をフォローするものである。DGIPのSucipto総務局長は、DGIP内の人材、特に特許審査官の職務権限は、設定されているすべての目標を達成するための、コミットメント、誠実さ、規律と高いパフォーマンスを持つ必要があることを強調した。また、特許審査官の職務権限の変更に伴い、DGIP内の人材がより生産的に働くことができ、彼らのパフォーマンスを決定する明確な目標を持つことが期待され、規制の実現はすぐに解決されると結論付けた。

（2022年3月9日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

[インドネシア]

～知的財産総局(DGIP)がインドネシア - カナダ包括的経済連携協定 ICA-CEPA 交渉の第1回会合に参加～

DJKI Ikuti Perundingan Putaran Pertama ICA-CEPA

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-ikuti-perundingan-putaran-pertama-ica-cepa?kategori=liputan-humas>

知的財産総局（The Directorate General of Intellectual Property, DGIP）は、2022年3月14日から19日にバンドンで開催されたインドネシア - カナダ包括的経済連携協定（the Indonesia-Canada Comprehensive Economic Partnership Agreement, ICA-CEPA）のための交渉の第1回会合に出席した。カナダとインドネシアとの包括的経済連携協定に向けた交渉の一環として、DGIPは知的財産権に関するワーキンググループに参加した。この機会に、両国は知的財産権に関連する章の草案について議論した。カナダは、権利者、仲介者、利用者の利益のバランスを取り、より広い公共政策の目標を考慮した、効率的で予測可能かつ透明な知的財産制度を支持している。DGIP長官代理のRazilu氏は、「貿易・投資

への障害を減らすために、インドネシアとカナダは協定の知的財産の章を完成させることを追求している。加えて、この協定は、カナダとインドネシアの当局者間の協力を含め、知的財産の管理、保護、エンフォースメントにおける既存の国際および地域基準を促進し、構築することを目的としている」と述べた。

(2022年3月15日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)。

[インドネシア]

～特許紛争による COVID-19 ワクチンへのアクセス不平等～

Kemelut Hak Paten Jadi Penyebab Ketimpangan Akses Vaksin COVID-19

<https://www.liputan6.com/health/read/4910664/kemelut-hak-paten-jadi-penyebab-ketimpangan-akses-vaksin-covid-19>

COVID-19 ワクチンへのアクセスにおいて、貧困国と富裕国、また途上国と先進国間の不平等が未だに解決されていない。アフリカは、ワクチン接種の実績において最も遅れている大陸である。COVID-19 ワクチン接種率においては、全人口の10%を下回っている。Indonesia for Global Justice (IGJ)のLutfiyah Hanim氏によると、緊急に解決しなければならない問題の1つは、COVID-19 ワクチンの特許である。この特許やライセンスの問題は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPS)における、特定条項の適用除外 (TRIPS Waiver) と呼ばれる提案書の中に含まれている。TRIPS Waiver は、COVID-19 の予防・治療・処置に関する知的財産権の保護義務を、COVID-19 の大流行期間中は一時的に放棄するよう世界貿易機関 (World Trade Organization, WTO) 加盟国に働きかけることを目的として、2020年10月2日にインドと南アフリカが提案したものである。現在、貧困国では COVID-19 の患者数は富裕国に比べ4倍にもなっている。COVID-19 で死亡した医療従事者やその家族は非常に多く、その数は増え続けている。この状況は、ワクチン接種の実績が達成されていないことが影響している。これは、製薬会社の独占により、貧困国向けのワクチンは2%しかないためである。ワクチンは、政府が可能な限り低価格で提供し、どこにいても皆に与えられるものでなければならない。その為、

COVID-19 の大流行時には、医療システムへの持続的な投資体制が必要である。しかし、G20 に加盟している国を含む先進国や欧州連合(the European Union, EU) が、この提案の主な反対者である。TRIPS Waiver の反対派は、TRIPS 協定は COVID-19 に対処するために必要な生産、輸出、輸入のライセンスを各国が発行できるような柔軟性を備えていると主張している。しかしながら、TRIPS Waiver の支持者は、COVID-19 の大流行の状況は「異常事態」であり、特許保護は安価な医薬品のタイムリーな提供を妨げる可能性があるとして主張している。それ故、COVID-19 の大流行時に医療製品の入手手段を確保するという課題に対する自動的な解決策を提供するために、TRIPS Waiver への支援を続ける必要がある。G20 議長国であるインドネシアは、COVID-19 ワクチンへのアクセスにおける不平等を訴える声を強めることが期待されると Oxfam India の Anjela Taneja 氏は説明している。

(2022 年 3 月 16 日、リプタン 6)

[インドネシア]

～知的財産総局 (DGIP) が産業意匠審査の品質を向上する～

DJKI Tingkatkan Kualitas Pemeriksaan Desain Industri

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-tingkatkan-kualitas-pemeriksaan-desain-industri?kategori=liputan-humas>

法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) 知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP) は、知的財産分野における公共サービスの向上に引き続き努めており、その 1 つが産業意匠保護サービスである。そのため、著作権・産業意匠局 (the Directorate of Copyright and Industrial Design) は、西ヌサ・トゥンガラ州 (West Nusa Tenggara, NTB) で 4 日間、産業意匠審査結果の評価と品質向上のためのイベントを開催した。2022 年 3 月 16 日のイベント開催時に MOLHR の NTB 地域事務所長である Haris Sukanto 氏は DGIP 総局長に代わり、公共サービスでは、産業意匠審査の結果は非常に重要である、と挨拶した。産業意匠権は自動的に付与されるのではなく、出

願に基づき権利が設定されるものとして知られている。DGIP の審査官が産業意匠出願を処理する際に行う重要なステップの 1 つが実体審査であり、実体審査では、分類結果、明確性及び統一性の審査結果、産業意匠の定義や法律への適合性の審査結果、そして産業意匠自体の新規性の審査結果などが含まれる。したがって、この活動は、今後の改善のための基礎となるサービス能力のチェックと評価のプロセスとして非常に必要である。この活動を通じて、産業意匠の審査官が専門的に働き、適切な技能を持つために有用な、産業意匠審査の技術的ガイドラインを開発するための資料を作成することが期待されている。

(2022 年 3 月 16 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

[インドネシア]

～途上国支援のために、COVID -19 ワクチン特許は公開されるのか～

Bantu Negara Berkembang, Hak Paten Vaksin Covid-19 bakal Dilepas?

<https://www.liputan6.com/bola/read/4913886/bantu-negara-berkembang-hak-paten-vaksin-covid-19-bakal-dilepas>

いくつかの国が、COVID -19 ワクチン特許の公開に同意し始めたと報じられている。これは、ワクチンの流通が世界中に広がり易くなり、価格も安くなるため、良い兆候と考えられている。ガーディアン紙が入手した文書には、米国、欧州連合、インド、南アフリカの間の妥協案を含む詳細がある。この妥協案は、COVID-19 ワクチンの知的所有権をめぐる行き詰まりに終止符を打つと予測されている。この文書には、2020 年 10 月にインドと南アフリカが開始した最初の構想から離れ始める交渉も含まれている。当時、両国は、ファイザーやモデルナなどの製薬会社が発明し、成功した COVID-19 ワクチンの特許を遅らせることを提案した。現在、この特許権放棄案は、4 人の交渉担当者の最終的な承認を待っている段階である。さらに、世界貿易機関 (the World Trade Organization, WTO) 加盟国の承認も必要である。この案が採決されれば、ワクチンだけが 3 年または 5 年、特許が延期されることになる。つまり、治療法や試験法は、依然として知的財産保護の対象となる。この提案は、2021 年までに世界の COVID-19 ワクチン輸出の 10%未滿を

輸出する途上国の WTO 加盟国にのみ適用される。これらの国には、ワクチンの製造に必要な材料や工程も含まれる。

(2022年3月17日、リプタン6)

[インドネシア]

～9つのベタウィの文化が共同体知的財産として登録される～

9 budaya Betawi didaftarkan sebagai kekayaan intelektual komunal

<https://www.antaraneews.com/berita/2769405/9-budaya-betawi-didaftarkan-sebagai-kekayaan-intelektual-komunal>

9つのベタウィ文化 (Betawi cultures) が、ジャカルタ首都特別州 (DKI Jakarta) 文化局によって共同体知的財産 (Communal Intellectual Property) として登録された。金曜日にジャカルタで発表した声明の中で、同文化局の Iwan Henry Wardhana 局長は、これは、ベタウィ文化の保護と保存に対する州政府の努力によるものであると述べた。Iwan 局長は、提案されたベタウィ文化事業は、ベタウィ文化研究所との調整と議論を経て、3月16日水曜日に法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) のジャカルタ地域事務所に提出されたと述べた。Iwan 局長は、「無形文化遺産登録を受けたベタウィの文化作品はすべて、その知的財産権を MOLHR に登録し続けることができる。知的財産の保護は、将来の国家発展のための重要な要素であり、国内外の経済発展に大きく寄与してきた。ベタウィの文化作品を MOLHR に登録することで、より多くのベタウィの文化作品が所轄官庁から認められ保護され、それがベタウィの人々の誇りとなることを願っている。また、文化は集団や社会のアイデンティティであり、その所有権は保護され保存されなければならない。この登録によって、ベタウィの文化が認知され、保護され、共同で文化を維持・保存できるようになることを願っている。」と述べた。

(2022年3月18日、国営アンタラ通信)

[インドネシア]

～知的財産総局（DGIP）サービスの透明性とリファレンスデータとしての知的財産データベース(PDKI)～

PDKI sebagai Sarana Transparansi dan Data Referensi Layanan DJKI

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/pdki-sebagai-sarana-transparansi-dan-data-referensi-layanan-djki?kategori=agenda-ki>

急速なデジタル化の進展は、知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property, DGIP）に対し、常に最高の公共サービスを提供するよう努めることに拍車をかけている。デジタル開発の需要への DGIP の対応は、知的財産データベース（the Intellectual Property Database, PDKI）の利用である。今回、DGIP において、オンラインで PDKI の活用が検討された。コミュニティの利便性のために、PDKI にはいくつかの利点がある。第一に、PDKI は情報の透明性に役立つ。「DGIP に提出された知的財産権の出願に関する最新のステータス情報を入手することができる」と、知的財産情報技術局（Director of Information Technology for Intellectual Property）の Dede Mia Yusanti 局長は述べている。もう一つの利点は、リファレンスデータとして利用できることである。知的財産権の出願を行う前に、国民は PDKI を参考資料として利用することができる。「登録しようとする知的財産製品が他の者によって登録されているかどうかを国民が PDKI で確認することで、出願が受理される可能性が高まる」と Dede 局長は説明した。

（2022 年 3 月 18 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

[インドネシア]

～知的財産総局（DGIP）商標・特許・意匠審査官養成課程～

DJKI Gelar Pelatihan untuk Pemeriksa Merek, Paten, dan Desain Industri

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-gelar-pelatihan-untuk-pemeriksa-merek-paten-dan-desain-industri?kategori=agenda-ki>

人材開発は、Yasonna H. Laoly 法務人権相の指導の下で行われる、知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP）の優れたプログ

ラムの1つである。そこで、世界最高の知的財産局を目指す DGIP は、2022 年 3 月 21 日から 24 日にかけて、西ジャワ州バンドンでトレーナーの育成を行った。

「商標、特許、意匠審査官のための技術指導トレーナーの育成は、“知識の伝達”という方法を通じて職員的能力を向上させて、DGIP を積極的に学び、教える組織とすることを期待している」と、オンラインでのオープニングイベントで DGIP の Sucipto 総務局長が述べた。Sucipto 局長はこの活動が従業員に平等な能力を提供し、彼らが持つ能力が国内外で競争力を持つことができることを期待している。また、PASTI (「確かに、きっと」) の価値観 (プロフェッショナル、説明責任、相乗効果、透明性、革新性) を維持することの重要性を改めて強調した。そして、参加者全員が最大限の利益を得るために、この活動に積極的かつ熱意を持って参加できることを望んでいる。このイベントには、DGIP の著作権・産業意匠局 (Directorate of Copyright and Industrial Design,)、特許・半導体回路配置・営業秘密局 (Directorate of Patent, Integrated Circuit Layout Design and Trade Secret, DTLST)、商標・地理的表示局 (Directorate of Trademark and Geographical Indication)、総務局から 40 名が参加した。

(2022 年 3 月 21 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

[インドネシア]

～知的財産総局 (DGIP) の特許の維持と商業化に関するフォーカス・グループ・ディスカッションは研究開発と高等教育を理解するのに役立つ～

DJKI Gelar FGD Komersialisasi dan Pemeliharaan Paten Bantu Pemahaman Litbang dan Perguruan Tinggi

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-gelar-fgd-komersialisasi-dan-pemeliharaan-paten-bantu-pemahaman-litbang-dan-perguruan-tinggi?kategori=agenda-ki>

知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP) は、2022 年 3 月 23 日から 25 日にかけて、政府の研究開発機関や大学を対象に、特許の維持と商業化に関するフォーカス・グループ・ディスカッション (FGD) を、

ジャカルタにて開催した。この FGD は、特許および著作権サービスに対する特定の関税の賦課に関する条件および手続きに関する法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）2020 年第 20 号規則の布告を背景に、DGIP の主導で開催された。特許を維持するためのコストはかなり大きいため、特許を商業化することは非常に重要である。特許の商業化は、政府や機関が地元の発明家に特許出願を奨励する動きを強めているが、特許を取得する発明は、将来的に経済的な可能性があるのか、販売されるのか、商品化された特許は、さらに発展して経済的価値のある他の特許を生み出すことができるのか、などいくつかの点を考慮する必要がある。特許の商業化は、経済的価値のある他の特許を生み出すためのさらなる開発に利用できる。

（2022 年 3 月 23 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

[インドネシア]

～市場で偽美容品流通の疑惑 – 業界関係者は知的財産総局（DGIP）に報告することが可能～

Dugaan Kasus Peredaran Produk Kecantikan Palsu di Lokapasar: Pelaku Industri Bisa Laporkan ke DJKI

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/dugaan-kasus-peredaran-produk-kecantikan-palsu-di-lokapasar-pelaku-industri-bisa-lapor-ke-djki?kategori=liputan-humas>

知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP）は、2022 年 3 月 23 日に南ジャカルタのクニンガン（Kuningan,）で、在インドネシア韓国大使館の代表と会談した。席上、DGIP は、大韓貿易投資振興公社(Korea Trade-Investment Promotion Agency, KOTRA)の Raina Sultiani 代表により、Shopee および Tokopedia のマーケットプレイスにおいて、多数の販売者が偽物の美容製品 Nacific および Skin1004 を販売しているとして、知的財産権侵害の疑いがあるという報告を受けた。Raina 氏は「Shopee や Tokopedia で、偽物と疑われる Nacific や Skin1004 の製品を正規品より 50～70%安い価格で販売している

ショップを多数発見され、そのため、正規品の売上が30~40%減少している。商品の販売数に影響を与えるだけでなく、偽物の美容商品の流通は、食品医薬品監督庁（Food and Drug Monitoring Agency, BPOM）の許可を得ていないため、安全性が証明できないことから、商品の評判やブランドイメージに影響を与える」と述べた。DGIPは、知的財産権侵害の疑いで提出された申立てを素直に受け入れ、すぐにフォローアップができるよう、さまざまな情報を提供している。DGIP 捜査・紛争解決局（Director of investigations and dispute settlement）の Anom Wibowo 局長は、Nacific と Skin1004 が正しい報告義務を果たすために満たすべき要件を「まず、Nacific と Skin1004 は、インドネシアで登録された商標登録証またはライセンス証明書を取得する必要がある。その後、次に偽造品を販売するオンラインショップのスクリーンショットとともに、偽造品という形で証拠を準備する必要がある。すべての書類が揃えば、DGIP は調査を開始することができる。近い将来、Nacific と Skin1004 がすべてのファイルを提出してくれれば、少人数のチームを編成して調査を開始することができる。」と説明した。さらに Anom 局長は、インドネシア政府は、インドネシアにおける知的財産権侵害を撲滅するために、DGIP、インドネシア共和国国家警察（Polri）、BPOM、税関総局（Directorate General of Customs and Excise, DGCE）、財務省（Ministry of Finance）、通信情報省（Ministry of Communications and Information）、商務省（Ministry of Trade）、外務省（Ministry of Foreign Affairs）、保健省（Ministry of Health）、教育・文化・研究・技術省（Education, Culture, Research, and Technology Ministry）の、9つの省庁からなる国家チームを結成したことを付け加えた。

（2022年3月23日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

[インドネシア]

～インドネシアがタスクフォース活動で知的財産保護に取り組む～

Indonesia Komitmen Lindungi Kekayaan Intelektual Melalui Satgas Ops

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/indonesia-komitmen-lindungi-kekayaan-intelektual-melalui-satgas-ops?kategori=liputan-humas>

法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）の Yasonna H Laoly 大臣は、2022 年 3 月 24 日に知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP）が米国産業協会（United States Industry Association）と開催したオンライン会議で、「特に医療用品、医薬品、食品・飲料などの健康製品の特許や商標に関連した知的財産権の侵害者に対し、厳しい罰則と懲役が課される。」と述べた。また、MOLHR は、知的財産の保護強化におけるインドネシア政府のコミットメントを表明し、その 1 つが知的財産業務タスクフォースの形成によるものであることを明らかにした。当該タスクフォースは、法執行機関および MOLHR の DGIP、インドネシア共和国国家警察（Polri）、税関総局（Directorate General of Customs and Excise, DGCE）、財務省（Ministry of Finance）、通信情報省（Ministry of Communications and Information）情報応用総局（Directorate General of Information Applications）、食品医薬品監督庁（Food and Drug Monitoring Agency, BPOM）、商務省（Ministry of Trade）、外務省（Ministry of Foreign Affairs）、保健省（Ministry of Health）、および教育・文化・研究・技術省（Education, Culture, Research, and Technology Ministry）からなる関連機関の省庁で構成されている。また、Anom Wibowo 捜査・紛争解決局（Directorate of investigations and dispute settlement）局長は、Razilu 総局長が主導する 2022 年の DGIP の作業計画と優先プログラムを発表した。これらのプログラムには、MOLHR 大臣の巡回セミナー、2022 年を著作権年とする発表、著作権登録自動承認（Automatic Copyright Registry and Approval, POP HC）、共同体知的財産経済ポテンシャルマップの作成、モバイル知的財産クリニック、知的財産と観光、ソリューションを提供する DGIP アクティブリスニング、パテントドラフトキャンプなどが含まれる。「2019 年から 2022 年の期間、DGIP は知的財産の分野で 132 の犯罪行為に対してエンフォースメントを実施した」と Anom 局長は述べた。警察によって扱われるケースについてはかなり多く、2016 年から 2022 年 1 月までの期間に、知的財産の分野で 1,042 の犯罪行為に対するエンフォースメントを実施した。さらに、BPOM は、違法な医薬品や化粧品の違反に関連する 239 件の起訴に成功した。Anom 局長は、米国発の製品の所有者が、

知的財産違反を発見した場合、タスクフォース活動に申立てを報告することを希望し、「偽造品が販売された場合、物理的にも e コマースを通して報告される。」と述べた。対話の中では、特許法改正に関連する政府計画の進捗状況についても言及され、特許・半導体回路配置・営業秘密局 (Directorate of Patent, Layout Design of Integrated Circuit, and Trade Secret) の Yasmon 局長は、「現在、特許法案のプロセスは最終段階に達しており、すなわち、2022 年国家立法プログラム (National Legislative Program 2022) に追加予定の、有識者の提言との調整に及んでいる」と締めくくった。

(2022 年 3 月 24 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)。

[インドネシア]

～知的財産総局 (DGIP) が商標審査官、特許審査官、産業意匠審査官の能力認定試験を実施～

DJKI Selenggarakan Uji Kompetensi Pemeriksa Merek, Pemeriksa Paten dan Pemeriksa Desain Industri

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-selenggarakan-uji-kompetensi-pemeriksa-merek-pemeriksa-paten-dan-pemeriksa-desain-industri?kategori=agenda-ki>

法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) 知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP) は、2022 年 3 月 27 日から 30 日まで、商標審査官、特許審査官、産業意匠審査官の能力認定試験を実施した。この活動は、商標審査官、特許審査官、産業意匠審査官のキャリアパスを向上させるため、その能力の質と要件を評価するものとして実施される。この能力試験の実施は、3 つの主要な評価に基づいて決定される。すなわち、第 1 は、教育のレベルと専門性、機能的な技術トレーニング、技術的な実務経験によって測定される技術的な能力である。さらに、2 つ目の評価は、教育レベル、構造的または管理的なトレーニング、およびリーダーシップの経験によって測定される管理的な能力である。最後の評価は、社会文化的能力で、宗教、民族、文化など多面的な

社会に関連する業務経験から測定され、国家的な見識を持つようになる。「この評価は、MOLHR 人材開発局（Human Resources Development Agency）の評価者チームによって行われた。審査官の質を高めるために、審査官の独立性は何人によっても影響されない」と Sucipto 総務局長は述べた。

（2022 年 3 月 27 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）。

[インドネシア]

～知的財産総局（DGIP）が特許出願の問題に対する技術的解決策を議論～

DJKI Bahas Kembali Solusi Teknis Permasalahan Aplikasi Paten

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-bahas-kembali-solusi-teknis-permasalahan-aplikasi-paten?kategori=agenda-ki>

知的財産、特に特許の保護に関する技術的な問題は、創作者、発明者、審査官に未だしばしば経験されている。この問題を解決するために、知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP）は、情報技術による解決策を提供することに取り組んでいる。知的財産情報技術局（Directorate of Information Technology for Intellectual Property）Dede Mia Yusanti 局長は、すべての特許出願人と審査官がより簡単かつ快適に特許出願を利用できるよう、同局は改善を続けていると述べた。2022 年 3 月 28 日から 28 日にかけて西ジャカルタで開催された「特許問題の技術解決実現のためのアプリケーションに関する会合討論」で、Dede 局長は、この活動により、願わくば、出願人と担当者の両方において、まだ存在する問題、あるいは出現したばかりの問題を解決できることを願っている、と述べた。このミーティングには、IP コンサルタント、DGIP 職員、DGIP 特許審査官、発明者ら 80 人が参加した。この活動は、地域社会へのサービス提供においてデジタル技術を活用した世界レベルの知的財産庁を作るという DGIP の願望に沿ったものである。

（2022 年 3 月 28 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

[インドネシア]

～分子マーカー導入におけるセンター内研修を通じた品種登録のための人材能力向上～

Peningkatan Kompetensi SDM Pendaftaran Varietas Melalui Inhouse Training Pengenalan Marka Molekuler

<http://pvttp.setjen.pertanian.go.id/cms2017/berita/peningkatan-kompetensi-sdm-pendaftaran-varietas-melalui-inhouse-training-pengenalan-marka-molekuler/>

植物品種保護・農業許認可センター (Center for Plant Variety Protection and Agricultural Licensing, PVTPP Center)は、品種の法的所有権の一種である植物品種登録において、優れたサービスを提供するために努力を続けている。現在、PVTPP Centerが発行している品種リスト表示は、形態学的特徴の説明と形態学的写真を備えているだけではない。将来的には、登録された品種の所有状況には、遺伝子マーカー (DNA マーカー) が搭載される予定である。これは、表現型的に区別することが困難な場合、様々な遺伝子型形質の真偽を明らかにすることを目的としている。植物品種の「指紋」を採取することは、特に経済的価値が高く、絶滅に瀕している地域品種にとって必要なことである。この遺伝資源は、収穫量の多い新品種を組み立てるための材料となる。また、特定の品種の分子マーカー分析における PVTPP センターとの協力も継続される。この分子マーカー導入のためのセンター内研修は、品種登録グループの人材育成を目的としたもので、遺伝的特徴に基づく品種の分子生物学的知識を高めることを目的としている。地域品種は非常に多様な遺伝的多様性を持っていることが知られており、表現型の面から品種を区別しているが、表現型は品種を区別するのに十分な意味を持たないことがある。分子マーカーは、遺伝的特性に基づいて品種を区別するための1つの方法である。

(2022年3月30日、植物品種保護・農業許認可センター)

[インドネシア]

～法務人権省（MOLHR）知的財産総局（DGIP）が特許サービス支援を提供することを確約する～

DJKI Kemenkumham tegaskan komitmen beri bantuan pelayanan paten
<https://www.antaraneews.com/berita/2791465/djki-kemenkumham-tegaskan-komitmen-beri-bantuan-pelayanan-paten>

インドネシア法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP）は、サービスを提供することを確約し、発明家に特許保護を申請するよう奨励した。DGIP 特許・半導体回路配置・営業秘密局 Yasmon 局長は、水曜日に文書で、国内特許出願を増やす努力は簡単ではないが、DGIP が国内特許出願の奨励に積極的に取り組んでいるのは、国内の発明家が自身の発明を保護しようとする意識が低いためであると述べている。また、発明者による特許保護の欠如は、保護の重要性と特許出願のプロセスに関する国民の理解が限られているためでもある。2022 年に DGIP は、9 つの州で実施される特許明細書キャンプまたは明細書記載方法に関するトレーニングなど、多くのプログラムを行っている。Yasmon 局長は、このプログラムを通じて、大学、研究開発機関、産業界からの特許出願件数が増加することを願っている。

（2022 年 3 月 30 日、国営アンタラ通信）

[インドネシア]

～インドネシア共和国特許審判委員会（PAC）が 1 件の拒絶査定不服審判請求を受理し、2 件の拒絶査定不服審判請求を却下～

KBP RI Terima Satu Permohonan dan Tolak Dua Permohonan Banding Paten
<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/kbp-ri-terima-satu-permohonan-dan-tolak-dua-permohonan-banding-paten?kategori=agenda-ki>

インドネシア共和国の特許審判委員会 (Patent Appeal Commission, PAC) は、2022年3月31日(木)に知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP) の Youtube チャンネルを通じて公開されたヒアリングで、2件の拒絶査定不服審判請求を却下し、1件の拒絶査定不服審判請求を受理した。Aribudhi Nugroho Suryono 氏が議長を務める最初の公聴会では、Enhanced Alloy Stainless Steel Curved Roof と題する発明で審判番号 21/KBP/X/2020 の拒絶査定不服審判請求を却下することを決定した。「言及されたデータと事実からの法的考察に基づき、PAC 特許審判委員会 (Patent Appeal Council) は、特許出願番号 SID201801096 の拒絶に関する審判番号 21/KBP/X/2020 の請求項 1 の審判を、インドネシア特許法 2016 年法律第 13 号改正の第 3 条第 2 項および第 5 条の規定を満たさないとして、却下することに決定した。」と Aribudhi 氏は説明した。さらに、PAC は、Ir.Timbul Suryatin 氏が出願した「Detachable and Reusable One Pole Offshore Pavilion」と題する簡易特許出願の拒絶に関する審判番号 04/KBP/II/2021 の拒絶査定不服審判請求を却下することも決定した。Ikhsan 氏を長とする合議体は、インドネシア特許法 2016 年法律第 13 号改正の第 25 条第 3 項に言及する規定、すなわち第 2 項 b に言及する発明の説明は、その分野の専門家である人々によってどのように発明を実施することができるかについて明確かつ完全に開示しなければならないことを満たさないとして、却下された。また、本出願は、同条第 4 項、すなわち、第 2 項 c の発明の請求項または複数の請求項には、発明の本質が明確かつ一貫して記載されており、第 3 項の説明により裏付けられていなければならない点も満たしていない、と判断された。次の審理で、PAC は、井関農機株式会社が出願した Working Vehicle という名称の簡易特許出願に対する拒絶査定不服審判請求を受理することを決定した。本出願は、特許に関するインドネシア特許法 2016 年法律第 13 号改正の第 54 条、第 58 条第 1 項、第 121 条及び第 122 条第 1 項を遵守しているため、受理された。本請求の受理に伴い、Syafuruddin 氏率いる特許審判評議会は、法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) に連絡し、電子メディアおよび非電子メディアを通じて決定の結果をフォローアップおよび発表した。「特許審判部の決定をインドネシア共和国

法務大臣に提出し、簡易特許証明書を発行することでフォローアップし、また、電子メディアや非電子メディアを通じて決定を記録し発表する」と Syafruddin 氏は述べた。

(2022年3月31日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

[ベトナム]

～ベトナム税関総局（GDC）が輸送中の貨物の通関手続きを案内～

GDVC guides customs procedures for goods in transit

<https://english.haiquanonline.com.vn/gdvc-guides-customs-procedures-for-goods-in-transit-21702.html>

ベトナム税関総局（General Department of Customs, GDC）は、輸入国境ゲート（Moc Bai - Tay Ninh, Hoa Lu - Binh Phuoc）からフックロン港（Phuoc Long port）のコンテナターミナル（Inland container depots, ICD）に輸送され、カイメップ-バリア-ブントウ港（Cai Mep - Ba Ria - Vung Tau）に輸送された貨物、またはその逆の輸送手段に関する税関手続きのガイダンスを公表した。輸入国境ゲートからフックロン港の ICD に輸送モードを変更し、その後、カイメップ-バリア-ブントウ港に輸送される中継貨物の輸送について、税関総局は以下のように指示を出している。

ルート 1：輸入国境ゲートからフックロン港の ICD まで、輸送事業者は外国貨物所有者と締結した輸送契約に基づき、輸送中の貨物の税関手続きを行うこと。

ルート 2：フックロン港の ICD からカイメップ-バリア-ブントウ地域の港までについて

フックロン港の ICD での輸送形態の変更のために、輸送事業者が輸入国境ゲートからカイメップ -バリア-ブントウまで輸送契約に基づいて輸送中の商品を持ち込む場合、ICD Phuoc Long Co., Ltd は、フックロン港の ICD からカイメップ港-バリア-ブントウまで、ベトナム領域外への輸出用に独自輸送形態で、輸送サービス事業者との契約に基づいて税関手続を実施することが認められるものとする。輸送業者が輸入国境ゲートからフックロン港の ICD まで輸送契約に基づいて輸送

する場合、Phuoc Long Port Co., Ltd は、フックロン港の ICD からカイメップ港～バリアブントウ（Ba Ria Vung Tau）まで、カイメップでの船会社または港湾業者と締結した輸送契約に基づき、ベトナム領土からの輸出のために独自輸送という形態で税関手続を行う権利を有している。

カイメップ港～バリアブントウ港～フックロン港のICDまでの輸送手段を変更し、モクバイ（Moc Bai）～タイニン（Tay Ninh）、ホアルー（Hoa Lu）～ビンフック（Binh Phuoc）国境ゲート経由でカンボジアへ輸送した場合、税関総局は下記のように案内している。

ルート1：カイメップ -バリアブントウ港から ICD まで、Phuoc Long Port Co., Ltd は、輸送サービス事業者と締結した認可契約に基づき、単独輸送の形態で税関手続を実施することが許可される。

ルート2：フックロン港の ICD から輸出国境ゲートまで、輸送事業者は、外国貨物所有者と締結した輸送契約に基づき、輸送中の貨物の通関手続を実施することができる。

(2022年3月3日、ベトナム税関局ニュース)

[ベトナム]

～ホーチミン市関税局が数十件の不審企業に関する情報を収集～

HCM City Customs collects information about dozens of suspicious businesses

<https://english.haiquanonline.com.vn/hcm-city-customs-collects-information-about-dozens-of-suspicious-businesses-21684.html>

2022年初めから、ホーチミン市税関局の通関後監査部門（Post-Clearance Audit Branch）は、83件の通関後監査書類から情報を収集した。同部門は疑わしい27件の通関後監査について決定を下し、5件の情報収集を停止した。2022年2月15日現在、同部門は202億6,500万ドンを収集し、国家予算に回しており、割り当てられた目標値400億ドンの50%に達している。監査後の作業の効率化を促進するため、税関局は、金額、原産地、コードが疑わしい項目に関する情報及びデータ

の収集、検討、分析を強化し、複雑な輸出入活動や様々な異なる地域での生産及び輸入活動を行うリスクの高い事業会社に焦点を当てた。ホーチミン市税関局は、定められたプログラムと計画に従って、検査、原産地判定、原産地偽装の撲滅、商品のラベル付け、知的財産権の侵害の撲滅を実施している。

(2022年3月3日、ベトナム税関局ニュース)

[ベトナム]

～偽物の再輸出で責任逃れ～

Evading responsibility for re-exporting fake goods

<https://english.haiquanonline.com.vn/evading-responsibility-for-re-exporting-fake-goods-21833.html>

税関は、出所や製造そして加工業者が詐欺的な輸入品を多数発見している。これらの商品は再輸出を要請されたが、輸入者は商品を再輸出せず、登録住所から居なくなった。2016年、ホーチミン市税関局は Hui Tong Co., Ltd が産地、生産地、組み立て、包装を偽ったラベルと包装で商品を輸入していることを発見した。商品は中国から輸入された素焼きのセラミックタイルであったが、原産地や製造地を示すラベルや包装は「ベトナム製」になっていた。商業活動、偽造品、禁制品の生産及び取引、消費者の利益保護における行政違反に対する罰則を規定した 2013年11月15日付政令 No. 185/2013/ND-CP 第4条2項、第13条1g項、4b項、に従い、ホーチミン市関税局長は Hui Tong Co., Ltd. に対して罰金5千万ドンを課す決定し、決定書の発行日から30日以内に侵害品をベトナム領土から持ち出すよう要求した。しかし、サイゴン港第1関税支署によると、制裁決定を受けた後、Hui Tong Co, Ltd は商品を再輸出せず、税関に出頭もせず、登録した事業所所在地で営業していないことが判明した。現在、同社の商品はまだ Cat Lai 港に保管されており、同社は 2017年4月3日に営業を停止し、税コードを閉じた。税関総局 (General Department of Customs, GDC) のウェブポータルと事業登録に関する国家ポータルで検索したところ、税関は同社が解散手続き中であることを確認した。同様に、Van Thanh Bac Trading Transport Import-Export Co., Ltd. も行政

違反でホーチミン市関税局から制裁を受け、侵害品の再輸出を強制されたが、同社はそれらを実行していない。両社は、侵害貨物に対する再輸出を強制するための是正措置を回避した形跡がある。現在、同部は Hui Tong Co, Ltd.と Van Thanh Bac Trading Transport Import-Export Co, Ltd.の侵害品を処理する法的根拠について GDC に報告し、指導を待っているところである。

(2022年3月16日、ベトナム税関局ニュース)

[ベトナム]

～Covid-19 の大流行の予防と制御のための生物学的製品及び材料の密輸防止の強化～

Strengthening anti-smuggling of biological products and materials for Covid-19 pandemic prevention and control

<https://english.haiquanonline.com.vn/strengthening-anti-smuggling-of-biological-products-and-materials-for-covid-19-pandemic-prevention-and-control-21869.html>

副首相は、Covid-19 の大流行の予防と制御のため、生物学的製品、物資、医療機器の密輸、貿易詐欺、模造品との戦いを強化するよう要請した。2022年3月17日付の文書 No. 669/VPCP-VI で、第 389 国家運営委員会 (National Steering Committee 389) 委員長であるファム・ビン・ミン(Pham Binh Minh)副首相は、保健省(Ministry of Health, MOH)に対し、2021年10月8日付決定 No.127/NQ-CP の政府方針に従うよう部隊の指導に専念することを要請した。2021年10月8日付決定 No.127/NQ-CP、2022年1月30日付決定 No.12/NQ-CP、2022年3月2日付文書 No.65/TB-VPCP は、医薬品や Covid-19 検査キットの価格高騰に対する大流行の悪用を防ぐための検査強化、そして医療機器の価格変動を積極的に監視し、価格の管理及び安定化を図ることについて価格管理運営委員長 (the Head of the Steering Committee for Price Management) の結論を発表した。第 389 地方運営委員会 (The local Steering Committees 389) は、生物製品、医療用品・機器、パンデミック予防用医薬品の輸出入、製造、取引を管理するために、あ

らゆるレベル、地域における状況把握を強化し、違反行為を迅速に発見し、法律に従って厳格に処理するよう当局に指示することに注力することが求められている。副首相は第 389 国家運営委員会事務局に実施状況を監視し、結果をまとめて報告するよう命じた。

(2022 年 3 月 19 日、ベトナム税関局ニュース)

[ベトナム]

～億万長者の Pham Nhat Vuong の戦略で電気自動車 (EV) がベトナムに流通し始める～

Electric cars begin flowing to Vietnam on billionaire Pham Nhat Vuong's strategy

<https://vietnamnet.vn/en/feature/electric-cars-begin-flowing-to-vietnam-on-billionaire-pham-nhat-vuong-s-strategy-824712.html>

VinFast が電気自動車 (Electric Vehicle, EV) 開発のブロックバスター戦略を開始してから、多くの自動車メーカーが EV を輸入し、国内市場で販売している。ベトナム自動車工業会 (The Vietnam Automobile Manufacturers' Association, VAMA) は、2028 年までにベトナムで 100 万台の EV が普及し、2030 年から 2040 年にかけて市場が急成長すると推定している。また、2040 年にはベトナムの EV は 350 万台になると予想されている。VinFast は EV の開発競争に火をつけた。2022 年 1 月、億万長者の Pham Nhat Vuong 氏が経営する自動車製造会社は、エンジン車の製造を中止し、EV の製造に注力すると表明した。VinFast が追求する戦略により、EV という新しい市場セグメントが形成され、人々が環境に優しい車に関心を示すようになり、新しい消費行動が変化している。他の自動車メーカーも EV の販売計画を開始した。潜在的な市場があるとはいえ、自動車メーカーが EV を開発するには、まだ多くの課題がある。消費者の関心は、車の品質や価格だけでなく、容量や充電時間、充電ステーションなどにも向けられている。エンジン車を開発する際、自動車メーカーは販売代理店や販売網の整備に最も注意を払う。一方、EV では、いつでもどこでも充電できるように、充電ステーションの整備が

最優先される。国会と政府は多くの重要な決定を下し、EV が身近な存在になるための推進力を生み出している。特別消費税と自動車登録税は一定期間削減されている。専門家は、2022 年は多くの車種が市場に投入され、自動車産業の転換点になると見ている。

(2022 年 3 月 23 日、ベトナムネット)

[ベトナム]

～ベトナムが経済統合の中で知的財産保護を強化～

Vietnam strengthens intellectual property protection amid economic integration

<https://en.vietnamplus.vn/vietnam-strengthens-intellectual-property-protection-amid-economic-integration/224015.vnp>

ベトナムの経済統合とデジタル変革に伴う効果的な知的財産保護のための経済改革に関する報告書を発表するセミナーが、3月24日にハノイで行われた。このイベントは、中央経済管理研究所（the Central Institute for Economic Management, CIEM）とオーストラリア・ベトナム経済改革（the Australia-Vietnam Economic Reform, Aus4reform）プログラムにより開催された。この報告書は、ベトナムの知的財産保護に関する規則を更新し、ベトナムの多くの国際条約、特に新世代の自由貿易協定における知的財産に関する公約を検討及び分析し、知的財産法の改正と補訂のための政策を推奨している。また、デジタル変革を支援するためのベトナムの知的財産保護に関する規則を設けるための要件、国際的なコミットメントに沿った知的財産保護に関する規則の改正の課題、ベトナムの知的財産保護を強化するための経済革新の方向性を分析することに重点を置いている。CIEM の Nguyen Anh Duong 所長は、ベトナムは 2030 年までに、創造性、知的財産権の保護と使用の面で、ASEAN の主要国のグループに入ることを目標としていると述べた。また、ベトナムの個人や組織による新しい知的財産の量と質、知的財産比率の高い製品の数を増加させ、世界イノベーション指数 (Global Innovation Index, GII) におけるベトナムの知的財産に関する指標と、知的財産権の利用効率

を飛躍的に向上させることを目指している。ベトナムは、企業、組織および個人の知的財産権保護に対する意識を向上させ、企業および個人の知的財産権に関する紛争を民事的に処理するために、オンライン紛争解決メカニズムを適用する必要があると報告した。

(2022年3月24日、ベトナムニュースエージェンシー)

[ベトナム]

～バクザン省、米国へのライチ輸出を強化する動き～

Bac Giang province moves to boost lychee export to US

<https://en.vietnamplus.vn/bac-giang-province-moves-to-boost-lychee-export-to-us/224255.vnp>

北部バクザン省の人民委員会と外務省は3月29日、地元の特産品であるライチの米国への輸出を促進するためにテレビ会議を開催し、在米ベトナム大使館や在米貿易事務所をはじめ、多くの国内外の企業や貿易センターと接続した。バクザン省人民委員会 (provincial People's Committee) の Phan The Tuan 副委員長は、バクザン・ライチは国内外で有名なブランドとなり、その商標と地理的表示は8カ国 (中国、米国、日本、オーストラリア、韓国、シンガポール、ラオス、カンボジア) で保護されている、と述べた。このフルーツは30以上の国や地域に輸出されている。Tuan 副委員長は、バクザン省が国内外双方の市場を重要視していることを指摘し、米国を購買力が大きく、かつ食品安全に対する要求が厳しい潜在的な市場として見ている。また、ベトナム大使館が米国の輸入業者とベトナムのライチ業者とを結びつけ、ライチ (生・加工品) やバクザン省の他の強力な農産物の取引に協力してくれることを期待する、と述べた。バクザン省人民委員会 Le Anh Duong 委員長は、加工品の輸出を強化するために、ライチ加工への投資を誘致し、生産技術を向上させる予定である、と述べた。この日、ライチ貿易会社と関連機関は、米国へのライチ輸出における協力に関する覚書に署名した。

(2022年3月29日、ベトナムニュースエージェンシー)